

「評議員のあり方および認定方法」

I. 選出方法の原則

一定の役割(後述)を果たす意思があり、かつ一定の資格をもつ者が認定申請し、それに対して学会として審査・承認することを原則とする。

II. 役割

役割は以下とする。

1. 学術集会企画、参加、発表、各種座長など学術集会活動における貢献
2. 学会の関与する教育セミナー、教育企画事業等への貢献
3. 学会、あるいは専門医として意見を収集するときの協力
(学会としての意思決定、意見表明、ガイドライン作成を含む)
4. Clinical Pediatric Endocrinology (以下、CPE)への積極的投稿、査読
5. 評議員会、各種委員会への参加
6. 理事・監事選出における被選挙権、選挙権の保持
7. 理事会に対する提言
8. 国際的なアクティブメンバーとしての貢献(国際学会参加、発表、国際協力を含む)
9. 地域での啓発活動への貢献
10. IV付記への同意

III. 認定資格、審査、更新

【認定資格】

(新規申請時)

以下の(A)～(D)の要件をすべて満たすことを評議員の認定資格とする。

- (A) 小児内分泌学に十分な興味を持ち、上述した評議員としての役割を積極的に果たす意思を有する旨を、自己申告すること(この自己申告は、評議員の認定申請をもって代える)。
- (B) 就任事業年度初めにおける年齢が70歳未満の正会員で、且つ、8年以上の会員歴をもつ。
また、申請時において、直近の継続する4年度以上にわたり学会費を納入していること。
- (C) 直近の4年間で3回以上の日本小児内分泌学会学術集会参加、且つ、2回以上の筆頭あるいは共同演者としての発表経験をもつ。
 - 学術集会での発表経験のうち1回は、この期間のCPE論文掲載1編で代えることができる。
- (D) 資格区分に応じた論文資格を満足する。

2010年10月8日制定
2013年10月11日改定
2019年1月19日改定
2020年10月24日改定

- 論文資格

- ①資格区分1 内分泌または糖尿病専門医資格を保有する臨床医

- 内分泌・糖尿病に関わる論文3篇以上

- (うち2篇は査読のある雑誌の筆頭または責任または最終著者であること)

- ②資格区分2 内分泌または糖尿病専門医資格を保有しない臨床医

- 内分泌・糖尿病に関わる論文6篇以上

- (うち3篇は査読のある雑誌の筆頭または責任または最終著者であること)

- ③資格区分3 主として研究を業務とするものや、小児科・小児内分泌科以外の臨床他科のもの

- 十分な学術研究業績をもつこと(審査委員会審査)

- 【註1】論文は執筆時期を問わない。

- 【註2】和文論文については条件として、1 査読があること、2 内分泌、糖尿病のいずれかについての論文であること、3 全国レベルの学会が発行していることの全てを満たす論文とする。

(継続申請時)

上記(A)～(D)に加えて下記の(E)、(F)をともに満たすこと

(E) 前任期中に、学会活動に積極的に協力したと認められること(審査委員会審査)

(F) 現評議員であること

- 認定資格(C)に関して、妊娠・出産、育児、留学、長期療養、災害被害などに際してはそれを証明する書類を提出することで、認定期間を保留することができる。なお、保留期間については、評議員資格は中断される。

【審査】

1. 認定資格要件を満たすと考える者は、以下の書類を日本小児内分泌学会事務局に提出する。

(1) 資格要件(A)(B)を確認する評議員認定申請書(生年月日の記載を含む)

(2) 資格要件(C)を証明する書類

(3) 資格要件(D)を証明する書類

(4) 資格要件(E)を証明する書類 ※更新申請者のみ

2. 上記資格要件(A)～(D)に関して、(A)と(B)は必須であるが、(C)(D)(E)のうち、いずれかを満たさない場合においても、理由を添付して評議員認定申請書を提出することができる。

3. 認定の審査は、あり方委員会が行い、理事会が承認する。

2010年10月8日制定
2013年10月11日改定
2019年1月19日改定
2020年10月24日改定

【更新】

評議員は、4年ごとに更新の手続きを必要とする。

評議員としての役割を積極的に果たす意思を持つ者が学会員資格を継続していることに加え、上記(C)～(F)とともに過去4年間で満たしている場合に、更新の有資格者になる。

更新にあたり、就任事業年度初めにおける年齢が70歳未満であることとする。任期中に70歳に達した時は、当該事業年度の最終日をもって評議員の資格を失うものとする。

なお、更新を希望する場合、就任会計年度初めにおける年齢が60歳未満であるときには更新の手続きを必要とするが、60歳以上である場合には、更新希望の意思表示を行い、それ以上の手続きは必要としない。

IV. 付記

評議員は、その氏名、所属、所属先、登録した電子メールアドレスについて、理事会が必要かつ妥当と認め、目的等を予め評議員へ通知した場合に限り、関連学会、研究班、学会と直接に契約を締結した特定の企業・団体などに対して、提供されることに同意するものとする。なお、第三者に提供する場合に用いる、別のアドレスを事前に登録することができる。